

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>●企業内容等の開示に関する内閣府令</p>	
1	<p>今般の改正にあたり、(1)特定譲渡制限付株式、(2)パフォーマンスシェア、(3)株式報酬（所定の時期に確定した数の株式を報酬として付与するもの）に加えて、役員等を受益者とする自社株式交付スキーム（株式給付信託）についても対象としていただきたい。</p>	<p>本件は、提出会社又は関係会社の役員等による役務の提供の対価として当該役員等に生ずる債権の給付と引換えに、提出会社の株式等を当該役員等に対して直接割り当てる方法について、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とすることを内容とするものです。</p> <p>なお、ご指摘の自社株式交付スキームを含め、役員等に提出会社の株式等を給付する方法には様々なものがありうると考えられ、これらに係る個別の割当先等の開示の要否については、第三者割当について特記事項の記載が要求されている趣旨等に照らして個々に判断が行われるべきものと考えます。</p>
2	<p>関係会社の役員等に株式報酬を交付する際には、(1)提出会社が、直接に関係会社の役員等に対して報酬債権を付与して、当該役員等が提出会社に対して当該報酬債権を現物出資する、(2)関係会社が、関係会社の役員等に対して報酬債権を付与して、これを提出会社が債務引受した上で、当該役員等が提出会社に対して当該報酬債権を現物出資する、(3)関係会社が、関係会社の役員等に対して報酬債権を付与して、当該役員等が提出会社に対して当該報酬債権を現物出資する、という概ね3つの方法があるが、このいずれをも許容する内容として頂きたい。</p>	<p>ご指摘の3つの方法については、関係会社の役員等がその役務の提供の対価として有することになる債権について、その給付と引換えに、提出会社の株式等が当該役員等に割り当てられることとなっているものであれば、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載は不要と考えられます。</p>